

野々市市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、中央児童館の定期監査（現地監査）を実施したので、同条第9項の規定により当該報告を次のとおり公表する。

令和3年1月25日

野々市市監査委員 小松 靖典

野々市市監査委員 大東 和美

定期監査（現地監査）結果報告書

1 監査対象部局

中央児童館

2 定期監査実施期間

令和2年12月14日から令和3年1月25日まで

3 現地監査実施日

令和3年1月8日（金）

4 定期監査の範囲

令和2年度事務の執行及び管理状況

5 監査の方法

事前に必要と認められる資料の提出を求め、必要に応じて備品や児童館内の状況等を確認し、現地監査実施日に健康福祉部子育て支援課長及び児童館長から定期監査資料等に基づき事務の執行及び管理等の状況について聴取を行った。

6 監査の着眼点

- ①市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- ②市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか。

7 監査の結果

事務の執行及び管理状況については、定期監査の範囲において、概ね良好に執行がなされているものと認められた。

なお、口頭指導事項については、質疑の過程において当事者に指導したため本書には省略した。

8 監査の結果に添える指摘事項及び意見

特段の指摘事項及び意見はない。